

平成 30 年 10 月 1 日より

貸借対照表の公告が義務付けられます！

今すぐ定款の「公告の方法」の条文をご確認ください！

平成 28 年の特定非営利活動促進法の改正により、平成 30 年 10 月から毎事業年度の資産の総額の登記が不要となり、代わりに貸借対照表の公告が必要となります。

公告の方法は次の 5 つの方法から選択でき、その方法は定款に定めなければなりません。

- ① 官報（有料） ② 日刊新聞紙（有料） ③ 法人のホームページ
④ 内閣府 NPO 法人ポータルサイトの法人情報入力欄 ⑤ 主たる事務所の掲示場

☆ 今すぐ定款の「公告の方法」の条文をご確認ください！

定款に「この法人の公告は、官報に掲載して行う。」や、
「この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。」
と規定している場合は、今後、毎事業年度官報に掲載しなければなりません。
(官報への掲載は数万円の掲載料がかかります。)

1 公告の方法を変更する手続きについて

<公告の方法の手順>

STEP1 公告の方法を上記①～⑤の中から選択する。

STEP2 社員総会を開き、公告の方法に関する定款変更の議決を経る。

STEP3 泉大津市あてに書類を提出する。(郵送又は持参)

<提出書類>

- ・ 定款変更届出書（様式第 6 号） 1 部
- ・ 定款の変更を議決した社員総会の議事録（コピー） 1 部
- ・ 変更後の定款 2 部